

図 27 周遊ルート2「ゆったり文化財ウォーキング」



図 28 周遊ルート3「きままに文化財サイクリング」



図 29 周遊ルート4「さくっと東海岸遺跡ドライブ」

## (2) 史跡を活かしたイベント開催

地元住民や市民と協働し、定期的に宇宿貝塚史跡公園内でイベントを開催する。イベント内容は、史跡の本質的価値に関するものを中心に、広く地域の自然・歴史・文化に関連付けイベントにし、それらを通して地域住民の活動拠点として史跡を機能させることを目指す。また、そのことにより、文化財の保存・活用について普及啓発を進めるとともに、市民・行政・事業者との協議を促す。

## (3) 宇宿集落で行われている自然観察会との連動

奄美大島は、海水浴等が盛んな夏期の観光が主となっているが、宇宿集落周辺で実施される自然観察会は冬が中心となっている。

宇宿集落の大瀬地区に所在する大瀬海岸は、奄美大島有数のバードウォッチングのポイントであり、主にシギ・チドリ類、カモ科等の渡り鳥を観察することができる。NPO法人奄美野鳥の会が、毎年1月1日に「初日の出探鳥会」、11月3日に「創立記念大瀬探鳥会」が、NPO法人奄美野鳥の会により開催され、多くの人々が参加している。

また、宇宿漁港は、冬期に回遊してくるザトウクジラを観察するためのホエールウォッチングの出発港のひとつであり、人気の観光地となっている。

さらに、宇宿集落前面の砂丘地には、防風林としてトクサバモクマオウが植栽されている。そこでリュウキュウアサギマダラの集団越冬が毎年行われており、人気のスポットとなっている。

こうした自然観察会の主催者に対しても、史跡の周知を図り、参加者が史跡と景観の散策や周辺文化財群の周遊まで楽しみ、地域活性化に繋がるような仕組みづくりに取組んでいく。

## 6 観光振興における活用

---

奄美群島で初めて国史跡に指定された南西諸島を代表する遺跡の一つであることを情報発信し、プランディングを図る。

史跡の価値と魅力を体感・共感できる周遊ルートの整備と体験プログラムの提供等により、史跡の来訪者の増加に繋げていく。周遊ルートについては、「地域振興における活用」で述べた史跡を活かした宇宿集落周遊ルートとリンクさせて、史跡の価値をよく理解できるように、①奄美群島、②奄美大島、③宇宿集落の3段階のエリア設定を行い、特色豊かな奄美群島の史跡群が持つ歴史世界を楽しめるように工夫し、群島間や地域間の交流人口の増大を図る。

特に、史跡等に関心の薄い島内外の来園者に対しても、史跡に誘導できるような多様で魅力的な活用プログラムの提供を目指す。

周遊の地域設定	地域	史跡及び関連遺跡	博物館
奄美群島における 関連史跡の周遊	喜界島	国史跡「城久遺跡」	
	奄美大島	国史跡「宇宿貝塚」 国史跡「赤木名城跡」 国史跡「小湊フワガネク遺跡」	
	徳之島	国史跡「面縄貝塚」 国史跡「徳之島カムィヤキ陶器窯跡」	
	沖永良部島	国史跡「住吉貝塚」	
奄美大島における 史跡と関連遺跡 及び博物館の周遊	奄美市 笠利町	用ミサキ遺跡 用安良川遺跡 アヤマル第2貝塚 土盛マツノト遺跡 喜子川遺跡 国史跡「宇宿貝塚」 市史跡「宇宿高又遺跡」 宇宿小学校遺跡 国重要文化財「泉家住宅」 県史跡「城間トフル墓群」 万屋下山田遺跡 長浜金久遺跡 国史跡「赤木名城跡」 喜瀬サウチ遺跡 市史跡「土浜イシャンヤ洞穴遺跡」 国登録有形文化財「菌家住宅」 国登録有形文化財「旧安田家住宅」 用安ニヤトグスク遺跡	奄美市 歴史民俗資料館
		ウフタ遺跡 手広遺跡	
		浦上有盛遺跡 大熊大里遺跡 市史跡「朝仁貝塚」 朝仁アマンギョ遺跡 根瀬部集落遺跡 伊津部勝ターグスク遺跡 名瀬勝ハーゲ遺跡 小湊ナーデ遺跡 国史跡「小湊フワガネク遺跡」	
		城サモト遺跡 城力ネクダ遺跡	
		フースイ石	
		原野農芸博物館	
		奄美市立 奄美博物館	
宇宿集落における 史跡と周辺文化財群の周遊	集落外	国史跡「宇宿貝塚」 市史跡「宇宿高又遺跡」	
	集落内	フースイ石 国重要文化財「泉家住宅」 市史跡「宇宿高又遺跡」 宇宿小学校遺跡 宇宿神社 アストホゾン 宇宿トフル墓	

表 32 史跡及び関連遺跡・博物館と周遊ルート設定の考え方

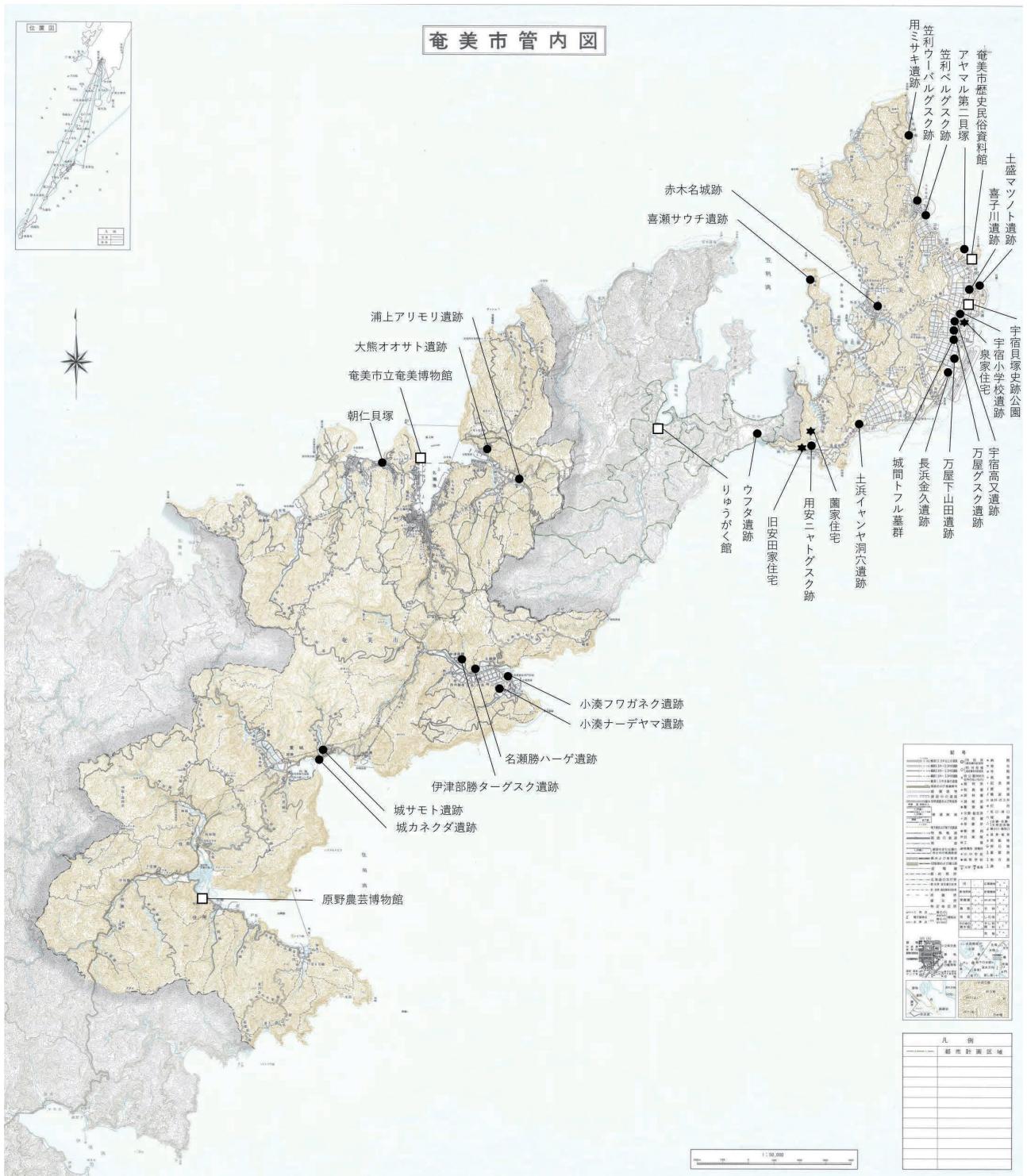


図 30 奄美大島における史跡と関連遺跡及び博物館の周遊

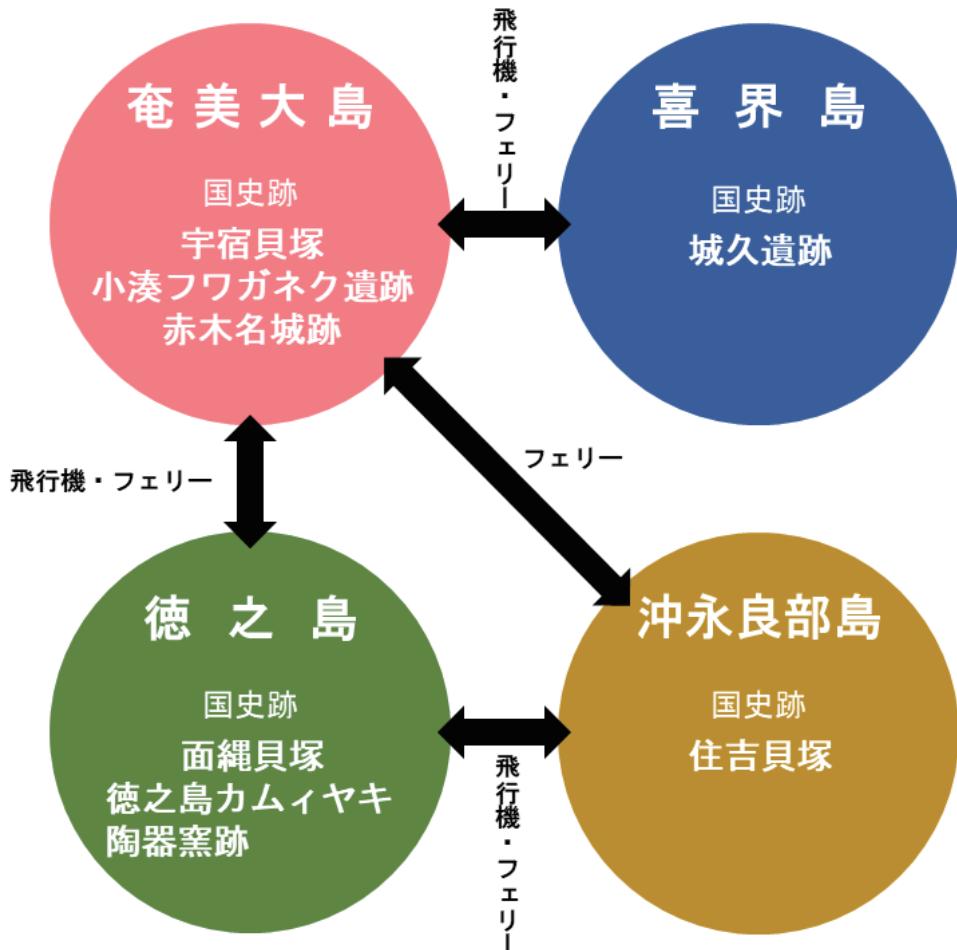


図 31 奄美群島4島における関連史跡の周遊

## 7 官民連携事業（PPP/PFI）における活用

本市では、令和4年度より奄美市総務部プロジェクト推進課に官民連携推進室が新設された。従来の公共サービスのすべてを公共で担うことを前提とするのではなく、民間事業者の資金やノウハウを公共サービスに活用することを視野に入れ、官民連携を推進することで民間事業者の地域における活躍の場が創出され、経済活動の活性化や行政における業務負担及び財政負担軽減が期待されている。

宇宿貝塚史跡公園では、本市文化財課（行政）によって活用が行われており、現在民間事業者によるPPPの活用は図られていない。全国的に実施されている史跡に関するPPP事業は、史跡公園の管理運営業務や博物館等の整備事業が中心となっており、その他、ミュージアムショップやレストラン等が導入されているところもある。

史跡においても、奄美大島の北部振興や史跡公園来園者の増加等のニーズに基づきながら、史跡の価値を最大限に伝えるノウハウや効率的な活用・整備・運営等に対し、民間活力の活用を検討していく必要がある。

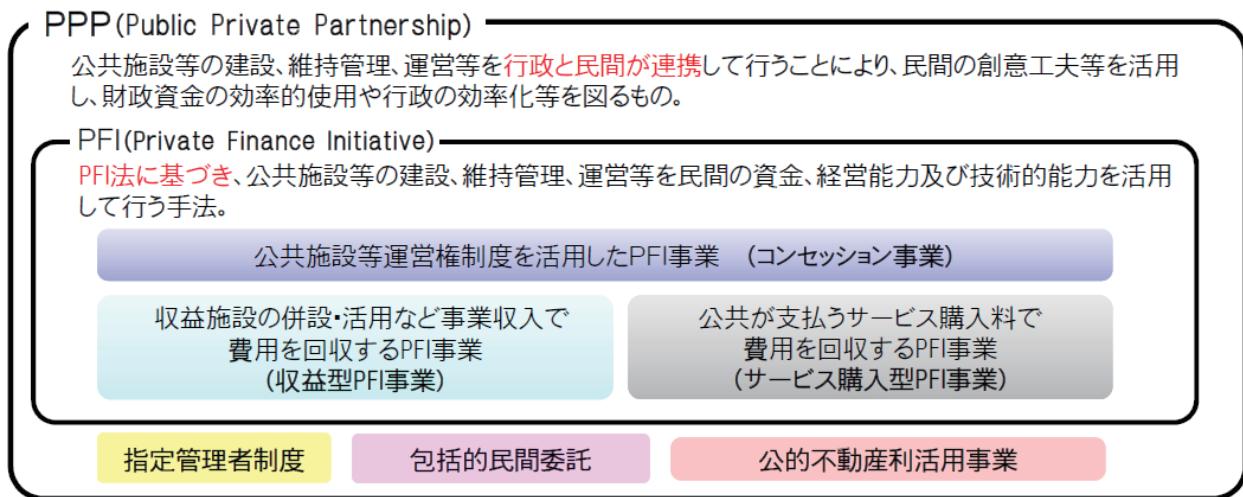


図 32 官民連携事業(PPP/PFI)の概念

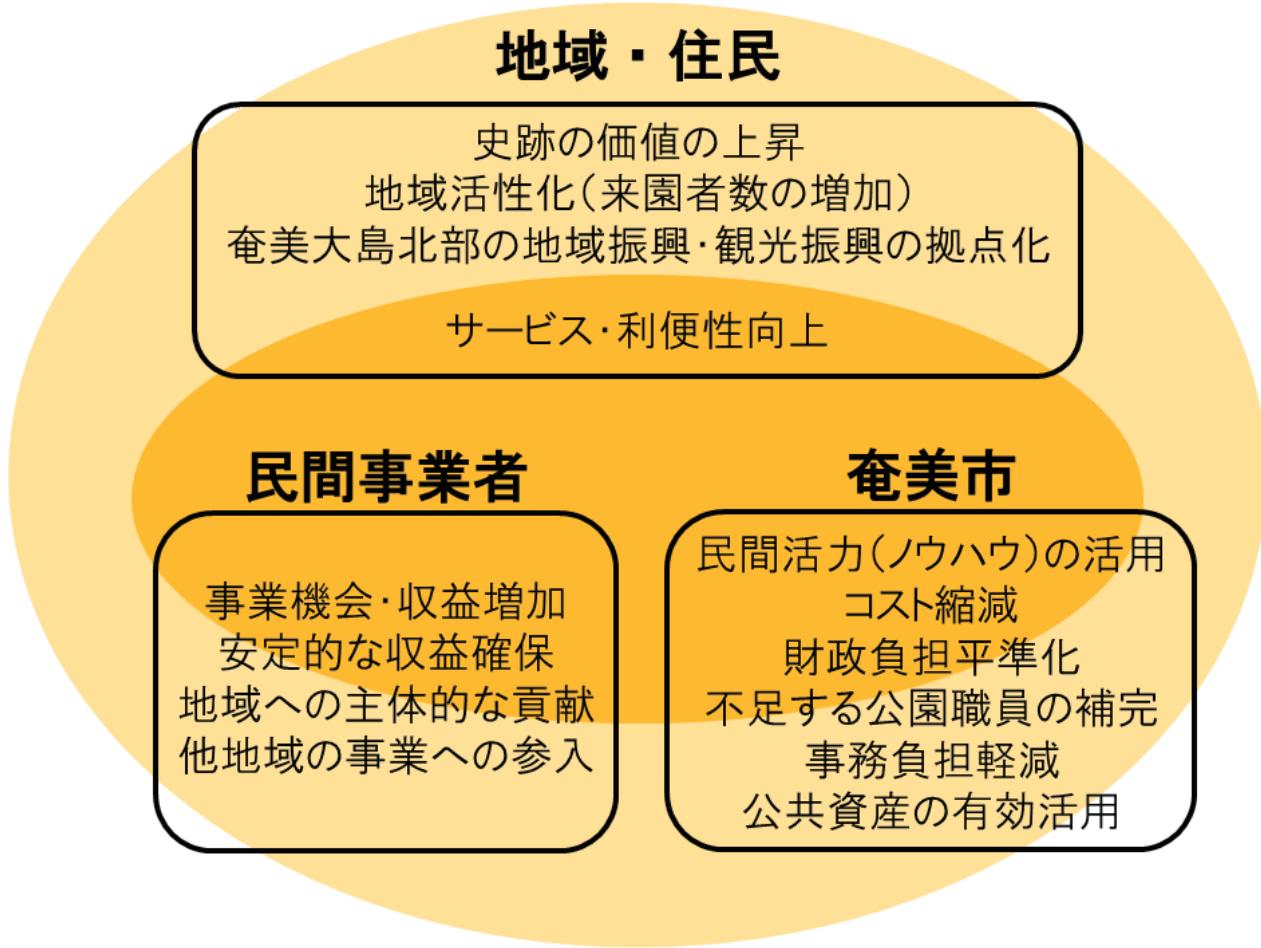


図 33 史跡宇宿貝塚における PPP/PFI の効果

# 第8章 史跡の整備

## 第1節 整備の方向性

現在、史跡は宇宿貝塚史跡公園として整備され、覆屋施設で発掘調査跡及び遺構や遺物の出土状況の露出展示が行われている。そのため、環境変化や自然災害等の影響を受けやすい。また、史跡の立地も外からの影響を受けやすい脆弱な砂丘地であり、遺跡を恒久的に保存するためには、それらの要素を十分ふまえた適切な整備が基本となる。

史跡の現状と課題の解決を目指すための整備を行い、史跡の保存に支障がない程度で整備を実施していくことで活用とも連動した全体的整備に繋がり、笠利地区独特の自然に囲まれた史跡がある地域として良好な環境を創り出す。

## 第2節 整備の方法

### 1 整備計画区域の対象範囲

史跡の整備は、史跡指定地だけではなく周辺の環境も含めて実施していく必要がある。宇宿貝塚保存活用計画において、その整備計画区域は史跡の立地する砂丘地の保全を考慮し、宇宿貝塚史跡公園として整備されている史跡指定地及び周知の埋蔵文化財包蔵地「宇宿ダンベ山遺跡」が分布する同一砂丘地の範囲を対象としている。その範囲は、第6章「史跡の保存」の保存計画区域のA地区・B地区と連動している。

### 2 地区区分

史跡の整備は、史跡が持つ本質的価値の保存や活用を図るため、過去に実施された発掘調査の成果や史跡が立地する地形を考慮して整備計画区域について地区区分を行う（図34・表33）。それに基づき、「保存のための整備」「活用のための整備」を図る。整備計画区域及び地区区分は、今後の活用事業等により隨時変更される可能性はある。

### 3 保存のための整備

史跡の本質的価値と構成要素を保護するため、宇宿貝塚史跡公園内（甲地区）と宇宿貝塚が立地する砂丘上で宇宿ダンベ山遺跡が位置している範囲（乙地区）の整備が中心となる。また、史跡が

所在する砂丘地形の保全についても適切な措置を講じていく。

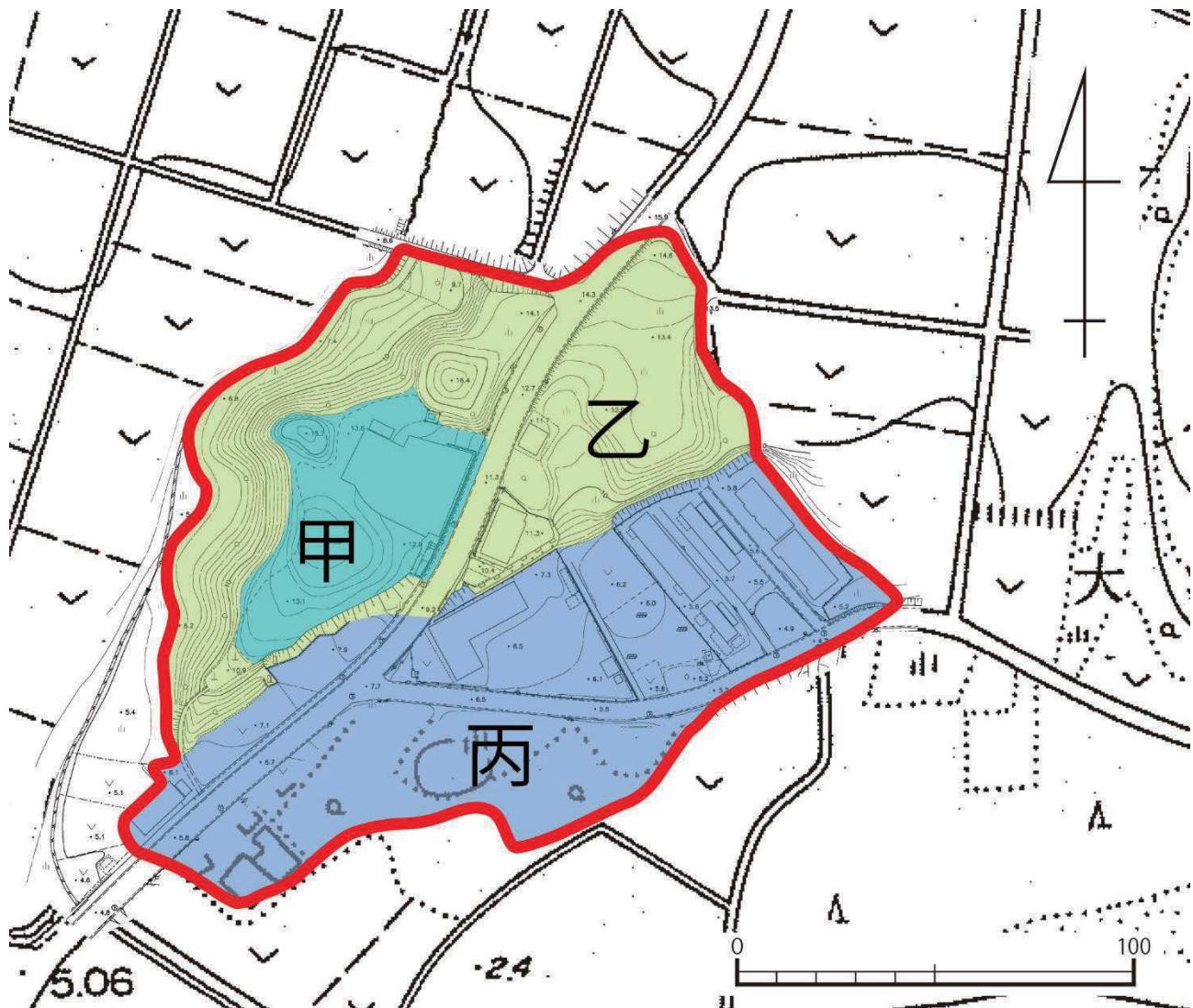


図 34 整備計画区域の地区区分

地区区分	概要
甲地区	宇宿貝塚が立地する砂丘上で、史跡指定及び公有化が既に行われている区域。
乙地区	宇宿貝塚と一体的に整備を図る区域（古砂丘）。史跡が立地する砂丘地斜面や中世に位置づけられる宇宿ダンベ山遺跡を含む一帯。
丙地区	宇宿貝塚が立地する砂丘地の南東側の範囲で、新砂丘と古砂丘の間に堆積した砂丘地である。

表 33 地区区分の概要

### (1) 史跡保護覆屋施設の修繕・改修

現在、覆屋施設は、屋根部の雨漏りや壁面ガラスブロックの落下等による史跡や施設の劣化や来園者への危険性が懸念されるため、早急な屋根部の修繕が望まれる。それらを踏まえ、施設屋根部の鋲穴等の修繕と壁面ガラスブロックの繋ぎのシーリング取り換えを優先して実施する。

また、開館当初より雨漏りや熱膨張によるトタン屋根の反響音等が見受けられることから、施設の構造から根本的な改修を検討する必要がある。そのため、文化庁や鹿児島県教育委員会、本市関係課と協議を進めながら、史跡に影響が少ない方法で改修に取組んでいく。

#### (2) 発掘調査跡及び遺構の露出展示等の修復

史跡公園は、令和5年（2023）で開園して約19年が経過しており、露出展示の劣化も認められる。発掘調査跡の壁面の土が流出し、土嚢が露出して崩落する可能性がある。また、土層の剥ぎ取り層の展示も部分落下しているため、展示の点検や定期的な修復を実施し、史跡を適切に保存していく。

#### (3) 砂丘地形の保全

史跡が立地する砂丘地縁辺部分には、ソテツ等が植栽されている。しかし、そのほかの植物も繁茂しているため、砂丘の崩壊や減少が確認される部分は、適切な植生管理をしながら伐採等の保存措置を講じる。また、史跡周辺についても、乙地区の追加指定を検討し、土地所有者等と協議しながら、砂丘地形に影響がないよう保全に努めるものとする。

### 4 活用のための整備

史跡の公開・活用を図るため、史跡の価値を正確に伝え、来園者に対する利便性を向上させる整備を進めていく。また、奄美大島北部振興の拠点として整備し、史跡周辺の文化財群と連動する整備を行う。

#### (1) 宇宿貝塚史跡公園のガイダンス機能の充実

宇宿貝塚史跡公園は、史跡のガイダンス施設として機能しているが、調査研究等に基づいた縄文時代及び中世の展示解説が少なく、公園職員の案内ガイド無しでは史跡の価値が十分に理解されていない。そのため、展示解説パネルや体験活動コーナー等を充実させ、来園者の理解度・満足度を向上させていく。

そのほか、来園者が、公園を散策しながら、覆屋施設部分のみならず、公園広場部分でも当時の環境や暮らしを共感、体感しながら学習できるような展示・解説板等の現地見学の際のガイダンス機能の充実を図り、利用の促進を図る。

#### (2) 宇宿貝塚史跡公園内の転落防止柵の設置

覆屋施設の見学路及び公園広場縁辺部には、転落防止柵が設置されておらず、公園利用者に危険性が生じている。そのため、文化庁や鹿児島県教育委員会と協議し、史跡に影響が出ない方法で転落防止柵を設置し、公園広場部分の利便性を向上させる。

#### (3) 史跡に至る誘導情報の充実

史跡に至るアクセスの向上を検討し、交通サイン・案内サイン等の誘導情報の充実を図る。

#### **(4) 史跡の追加指定に伴う整備**

史跡の追加指定を検討しているB地区において、同一砂丘上に周知の埋蔵文化財包蔵地「宇宿ダントンベ山遺跡」が位置していることを鑑みて、史跡を訪れた方々に宇宿貝塚及びその周辺の中世遺跡の理解を促す整備を行う。

#### **(5) 史跡の周辺文化財群の整備**

史跡を訪れた人々に対し、史跡の価値を十分に伝えるため、史跡周辺に分布している縄文時代遺跡を中心に文化財群の看板等の整備を進めていく。その整備には、文化庁や県、本市関係部署と調整し、史跡に影響が少ない方法で取組んでいく。

# 第9章 史跡の保存活用に係る運営体制

## 第1節 運営体制

史跡の保存・活用・整備は史跡を確実かつ恒久的に保存し、そのかけがえのない価値を後世へ継承していくことが原則である。

その史跡の運営にあたっては、本市を管理主体として、本市文化財課が主担当となり、その運営を主体的に行う。また、本市では、文化財保護法に基づいた適切な保存活用を進めていくにあたり、業務が円滑に遂行していく職員体制の充実を図る。

史跡の保存・管理においては、国・県の指導・協力を受けて、本市文化財課が主体となって行う。活用に関しては、社会教育的観点から行政・研究者のみならず、地域住民・市民・関係団体等の積極的参加を促し、観光・教育拠点施設として価値を高め、発信に取組んでいく。

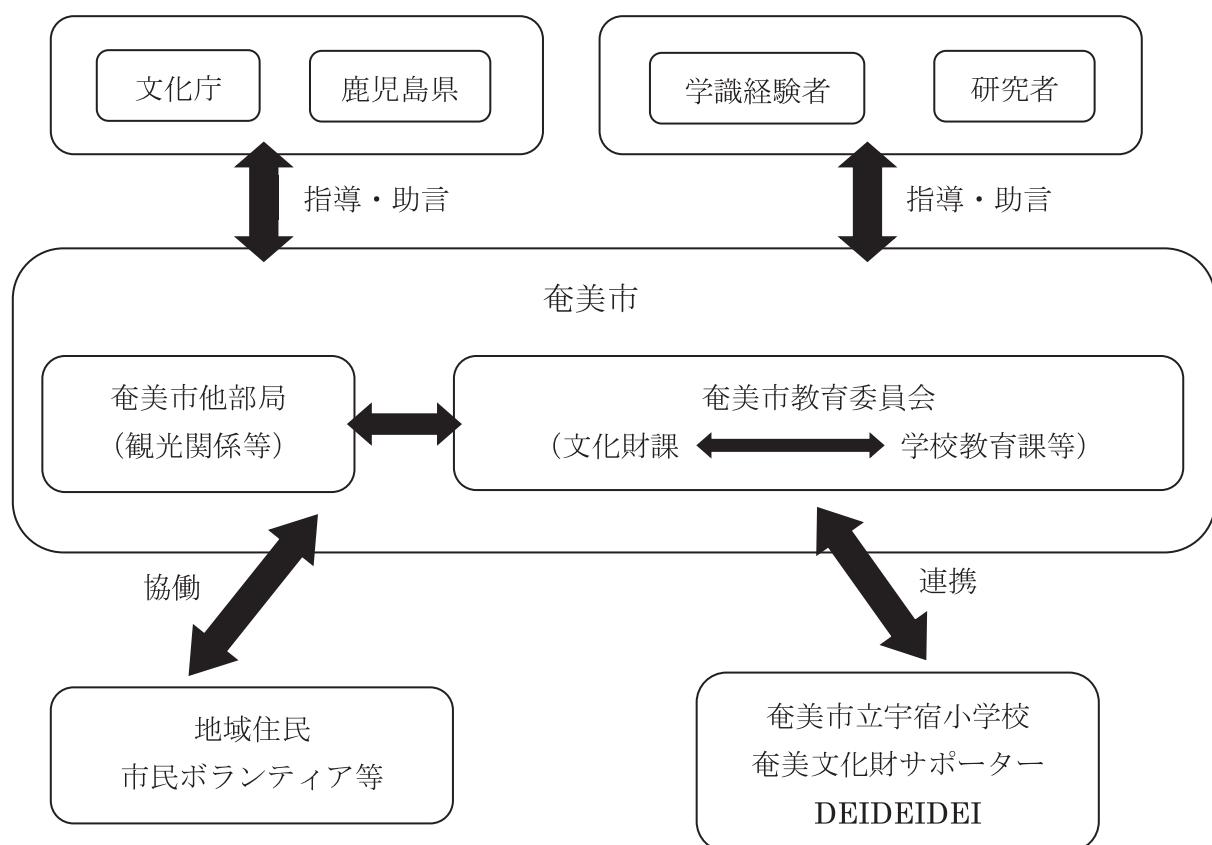


図 35 史跡の保存活用における運営体制

## 第2節 経過観察

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、長期的な視野において進めていく必要があり、継続して取組む必要があることから、定期的な経過観察や内容の評価を行う必要がある。

この観察・評価を定期的に実施することは、進捗状況や事業内容を確認し、その有効性や社会の変化のニーズに対応しているか等、常に現況を把握し、検証を行い、問題点を改善していくことに繋がるだけではなく、計画実施に際し様々な視点からの修正・改善にも有効なものであり、将来の史跡再整備の指標ともなると考えられる。

本計画着手後の進捗状況等の経過観察期間は、10年間を目安とする。そして、以下の点検項目の定期的な経過観察を行う。

点検項目		
保 存	史跡の価値は地域住民・市民に共有されているか	
	史跡指定地における遺構・遺物は確実に保護されているか	
	史跡指定地内について、繁茂した樹木の管理は適切に行われているか	
	今後、保存を計画している範囲の追加指定を目指せているか	
	公園内の露出展示等の保存は適切に行われているか	
	定期的に防火訓練が実施されているか	
活 用	社会教育	史跡の情報発信は十分に行われているか 継続的な調査研究は行われているか 各種調査記録は、整理・公開されているか
	学校教育	史跡の価値を学習できる環境が、現地や学校、関連施設において整えられているか 近隣の教育機関と連携は図られているか 史跡を教材とした郷土教育は行われているか
	地域振興	地域住民・市民が、史跡の保存・活用に参画できているか 市民の安らぎの空間として利用されているか
	観光振興	周辺文化財群との連携は図られているか 観光資源として活用が図られているか
	保存のための整備	史跡公園内に所在する資料等の保全は適切に行われているか 史跡公園駐車場に繁茂した樹木の管理は適切に行われているか 史跡公園内の環境設備（照明等）は定期的に確認し、改善を行っているか
	活用のための整備	史跡公園見学の際ににおける表示・解説板等のガイダンス機能が効果的に図られているか 史跡の価値を正確に伝え、市民活動の拠点となるガイダンス施設の整備計画は進められているか 史跡公園に至る交通サイン・案内サイン等の誘導情報の充実は適切に図られているか
	運営体制	史跡の保存・活用・整備を安定的に進められる適切な体制が整えられているか 地域住民・市民が参画して史跡の保存・活用の取組みが行われているか 公共交通機関との連携が図られているか 周辺文化財群と一体的に活用されるような組織体制が整えられているか 史跡の保存・活用に必要な予算は十分確保されているか

表 34 経過観察の点検項目